

平成24年対象・25年報告版

(提出期間:平成25年1月1日～3月31日)

有害物ばく露作業報告の書き方

有害物ばく露作業報告の対象物質(15物質)が定められました。

報告対象物について、年間500kg以上の製造・取扱いがある事業場は、例外なく報告が必要です。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1 報告の目的

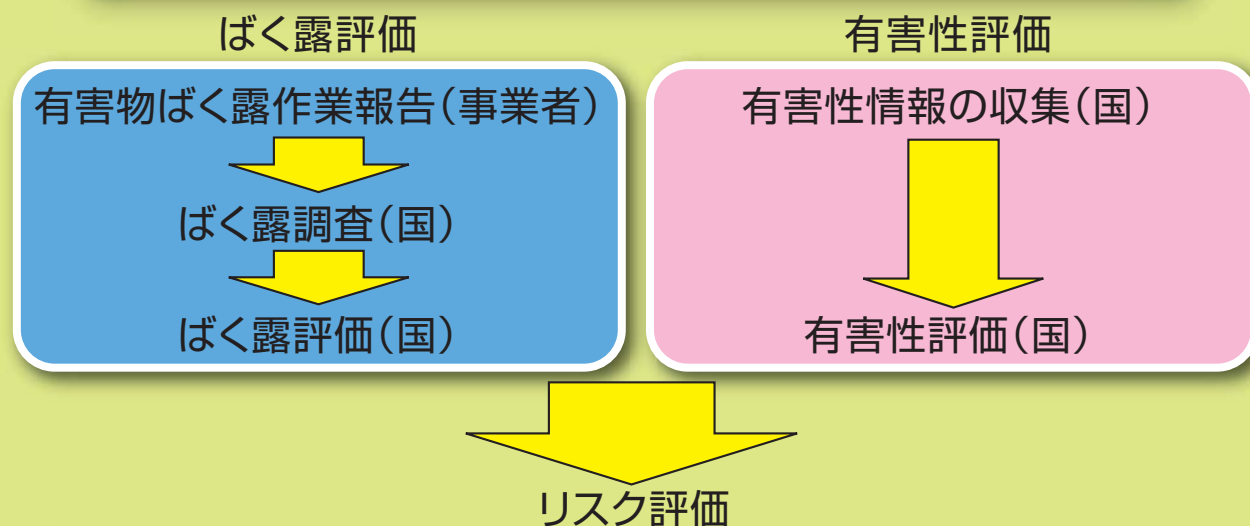
「有害物ばく露作業報告」は、ヒトに健康障害を起こすおそれがある物質として国内外で問題視されている物質（以下「報告対象物質^{※1}」という）について、事業者自らが、報告対象物質の製造・取扱いの状況等を調査し、その結果を労働基準監督署に報告するもので法令^{※2}に定められた報告です。

厚生労働省では化学物質による労働者の健康障害のリスク評価^{※3}を実施しています。リスクの高い作業の把握や、その原因の解析を行い、これに基づき適切な健康障害の防止の措置を検討します。報告いただいた情報は、このリスク評価に活用されます。

事業者の方々には、当該報告の趣旨をご理解いただき、労働者の健康を守り、また、事業者のリスクアセスメントの一環として、有害物ばく露作業報告を提出してください。

- ※ 1 各物質の情報はp.3～4を参照
- ※ 2 p.11を参照
- ※ 3 リスク評価のしくみは、下図を参照

化学物質による労働者の健康障害に係るリスク評価のしくみ



リスク評価では、ばく露調査から得られたばく露濃度の最大値と、有害性評価から得られた評価値を比較して問題となるリスクがあるかを評価します。

問題となるリスクが確認された場合には、当該化学物質について健康障害防止措置等の導入が検討されます。

※ 詳細は、「ばく露評価ガイドライン」に記載されております。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0115-4a.pdf>

2 報告の概要

● 報告が必要な事業者

報告対象期間において、報告対象物質毎に500kg以上※製造、又は取り扱った事業場における事業者の方は、報告が必要です。

製造、又は取り扱いが短時間でも、また発散抑制等の措置を講じた場合でも、ばく露の可能性があるので、すべからく報告してください。

※ 報告対象物質を含有する製剤の場合は、この製剤の「製造、又は取り扱い量」×「報告対象物質の含有率」を計算し、その値が500kg以上になる場合には報告が必要になります。

● 報告対象期間

平成24年の1年間（平成24年1月1日～12月31日）の作業について、平成25年1月1日～3月31日の間に報告してください。

● 報告対象物質

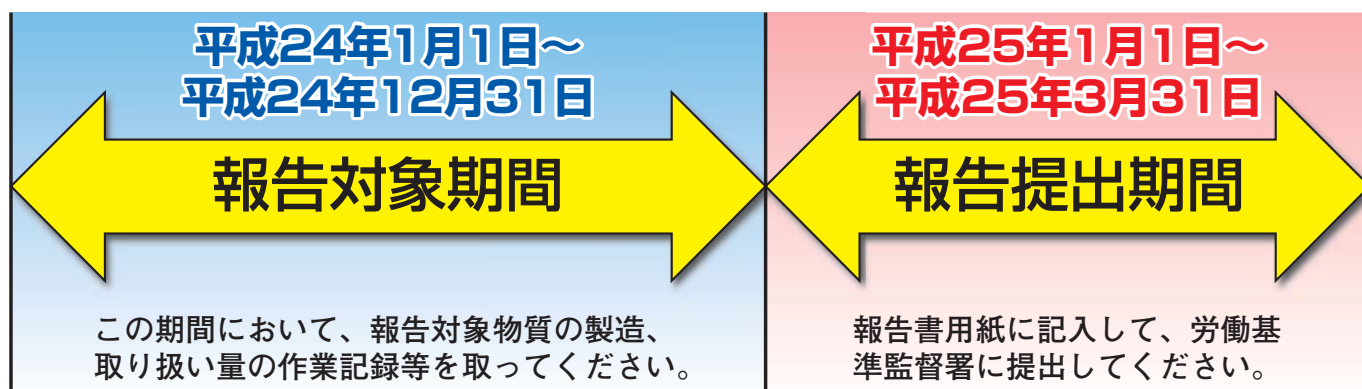
報告対象物質はp3～4の15物質です。

● 報告の手順

- ① 報告書の用紙を最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局から入手するか、厚生労働省ホームページから印刷してください。
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei36/21.html>)
- ② 「4. 報告書の書き方（P.5～6）」に従って、報告書を作成します。
- ③ **平成25年1月1日～3月31日**の間に事業場の地域を管轄する労働基準監督署に、報告書を提出してください。

※ 電子申請によって手続きを行う場合は、
電子政府の総合窓口（e-Gov）(<http://www.e-gov.go.jp/>)を参照してください。

★報告スケジュール



3 報告対象物質

	物質名 (CAS No)	【コード番号】 ※報告を要しない含有率	主な別名	有害性情報 (生殖毒性評価、神経毒性評価等、 許容濃度等)	用途の例 (原料等)
1	アクリル酸メチル (96-33-3)	【137】 0.1%未満	2-プロペン酸メチル	GHS：神経毒性「区分1」 ・遺伝性疾患のおそれの疑い ・中枢神経系の障害 ACGIH：2ppm 日本産衛学会：2ppm、7mg/m ³	アクリル繊維、繊維助剤 塗料、整形樹脂共重合 用、凝集剤
2	アセチルサリチル酸 (50-78-2)	【138】 0.1%未満	アスピリン	GHS：生殖毒性「区分1A」 神経毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・長期又は反復ばく露による肝臓、聴覚、 血液系、中枢神経系の障害のおそれ ACGIH：5mg/m ³	鎮痛剤、解熱剤、抗リウマ チ剤、血小板集合抑制剤
3	イソシアン酸メチル (624-83-9)	【139】 0.1%未満		GHS：生殖毒性「区分1B」 ・遺伝性疾患のおそれの疑い ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い ACGIH：0.02ppm	殺菌剤、防かび剤、防汚 剤 殺虫剤、防虫剤
4	エチレングリコール モノエチルエーテル (110-80-5)	【140】 0.1%未満	セロソルブ	GHS：生殖毒性「区分1B」 神経毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・肝臓、腎臓、中枢神経系、精巣の障害 ACGIH：5ppm 日本産衛学会：5ppm、18mg/cm ³	各種樹脂溶剤、可塑剤原 料、化粧原料(清浄用化 粧品、頭髮用化粧品、基 礎化粧品用、メークアップ 化粧品、芳香化粧品、日 焼け・日焼け止め化粧品、 爪化粧品等)
5	エチレングリコール モノメチルエーテル (109-86-4)	【141】 0.1%未満	メチルセロソルブ	GHS：生殖毒性「区分1B」 神経毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・肝臓、腎臓、中枢神経系、精巣の障害 ACGIH：0.1ppm 日本産衛学会：0.1ppm、0.31mg/cm ³	溶剤(塗料用、接着剤用、 インク用)、化粧品原料 (清浄用化粧品、頭髮用 化粧品、基礎化粧品用、 メークアップ化粧品、芳香 化粧品、日焼け・日焼け止 め化粧品等)
6	塩化ホスホリル (10025-87-3)	【142】 1%未満	オキシ塩化リン、 りん酸トリクロリド	GHS：神経毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・長期又は反復ばく露による肝臓、聴覚、 血液系、中枢神経系の障害のおそれ ACGIH：0.1ppm	可塑剤(リン酸トリクレジ ル)の製造、医薬(サルフ ァ剤、ビタミンB1など)の 製造、香料、不燃性フィル ム原料、ウラン鉱抽出剤、 有機合成における塩素置 換剤及び触媒、無水酢 酸、リン系農薬製造用
7	クロロエタン (75-00-3)	【143】 0.1%未満	塩化エチル	GHS：神経毒性「区分1」 ACGIH：100ppm 日本産衛学会：100ppm、260mg/m ³	オレフィン重合触媒原料、 発泡助剤、農薬、エチル セルロース、有機金属化 合物、エチル化剤
8	2-クロロフェノー ル (95-57-8)	【144】 0.1%未満	クロロフェノール	GHS：生殖毒性「区分1B」 神経毒性「区分1」 ・生殖能または胎児への悪影響のおそれ ・呼吸器系、中枢神経系の障害	染料中間体、農薬原料
9	酢酸イソプロピル (108-21-4)	【145】 1%未満	酢酸1-メチルエチ ル、2-アセトキシ プロパン、酢酸2- メチルプロピルエス テル	労働安全衛生法第57条の5に基づく国によるがん 原性試験の結果、実験動物でがんの発生が確認 された物質 ACGIH：100ppm	塗料用溶剤、印刷インキ 用溶剤、反应用溶剤、医 薬用抽出剤

	物質名 (CAS No)	【コード番号】 ※報告を要しない含有率	主な別名	有害性情報 (生殖毒性評価、神経毒性評価等、 許容濃度等)	用途の例 (原料等)
10	臭素 (7726-95-6)	【146】 1%未満		GHS：神経毒性「区分1」 ・呼吸器系、中枢神経系の障害 ・長期又は反復ばく露による呼吸器系、 神経系、内分泌系の障害 ACGIH：0.1ppm 日本産衛学会：0.1ppm	農業(土壌及び植物のくん蒸剤、メチルプロマイド、その他臭素配合剤)、 プラスチック(テレビ・電卓などの家庭電器類器具)、 化学合成繊維の難燃剤 及び工業薬品(臭化物)
11	二硝酸プロピレン (6423-43-4)	【147】 1%未満	二硝酸プロピレングリコール、プロピレングリコールジニート	GHS：神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による神経系の障害 ACGIH：0.05ppm	酸化剤、還元剤
12	ピリジン (110-86-1)	【148】 0.1%未満	アザベンゼン	GHS：神経毒性「区分1」 ・発がんのおそれの疑い ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い ・呼吸器、神経系の障害 ・長期又は反復ばく露による肝臓、腎臓、 神経系の障害 ACGIH：1ppm	医薬品(スルホンアミド剤、抗ヒスタミン剤)、鎮痛剤、無水金属塩の溶剤・ 反応媒介剤、医薬品原料、界面活性剤、アルコール変性
13	フルオロ酢酸ナトリウム (62-74-8)	【149】 1%未満	モノフルオール酢酸ナトリウム	GHS：神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による心臓、精巣、 神経系、腎臓、肝臓の障害 ・中枢神経障害、心臓障害、吐き気、悪心 ACGIH：0.05mg/m ³	農業、殺鼠剤
14	メタクリル酸 (79-41-4)	【150】 1%未満	2-メチルプロペン酸	GHS：神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による神経系、腎臓、 肝臓、副腎の障害 ・長期又は反復ばく露による呼吸器の障害のおそれ ACGIH：20ppm	熱硬化性塗料、接着剤、 ラテックス改質剤、共重合によるプラスチック改質、 イオン交換樹脂、紙・ 織物加工剤、皮革処理剤
15	メタクリル酸メチル (80-62-6)	【151】 0.1%未満	MMA	GHS：神経毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い ACGIH：50ppm	建築材料、成形用ベレット、 照明器具、広告看板、 日用品、塗料、接着剤

※それぞれの物質を含有する混合物において、「報告を要しない含有率」に該当する作業については、報告の必要がありません。

【参照】

- ・GHS：「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」（国連勧告）。個々の化学物質について、危険有害性の分類項目ごとに、それぞれの危険有害性の程度を区分し、その区分に応じた絵表示、注意喚起語、危険有害性情報等を表すこととされています。
- ・ACGIH：米国産業衛生専門家会議が勧告値として発表している許容濃度（ほとんどすべての労働者に健康上の悪影響がみられないと判断される濃度）
- ・日本産衛学会：日本産業衛生学会が勧告値として発表している許容濃度
(GHS及び日本産衛学会については、最新の厚生労働省モデルMSDSの情報を参照しています。)

4 報告書の書き方

- (1) □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCR）で直読読み取りを行うので、報告書の用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
- (2) 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままにしてください。
- (3) 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記入してください。

「事業の種類」は、日本標準産業分類の中分類に応じて記入してください。

「**ばく露作業報告対象物の名称**」は、③に掲げる報告を行う物（以下「ばく露作業報告対象物」という。）の名称を、「コード」の欄は、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成18年厚生労働省告示第25号）に掲げる区分に応じて該当のコード番号（p3~4）を、それぞれ記入して下さい。「対象年」は724と記入してください。

「対象物等の用途」は、ばく露作業報告対象物又はこれを含む製剤その他の物（以下「ばく露作業報告対象物等」という。）の用途ごとに、別表1（p7）に掲げる区分に応じて該当コードを記入してください。

「**ばく露作業の種類**」は、ばく露作業報告対象物等を製造し、又は取り扱うことによりばく露するおそれのある作業（以下「ばく露作業」という。）について、**別表2（p7）**に掲げる区分に応じて該当コードを記入してください。ただし、コード30から49までに掲げるばく露作業の種類のいずれにも該当しない場合は、コード50と記入の上、カッコの中に具体的なばく露作業の種類を記入してください。

「対象物等の名称」は、ばく露作業報告対象物等の名称を記入してください。

なお、ばく露作業報告対象物を含有する製剤その他の物（以下「対象物含有製剤」という。）の名称については、事業者が当該対象物含有製剤の用途、一般名等をもとに、「めっき液」、「シンナー」、「接着剤」等と適当な名称を記入してください。

「年間製造・取扱い量」は、報告の対象年におけるばく露作業報告対象物の製造量又は取扱い量について、次のうち該当する番号を記入してください。

なお、対象物含有製剤を製造し、又は取り扱う場合におけるばく露作業報告対象物の製造量又は取扱量は、当該対象物含有製剤ごとの製造量又は取扱量にばく露作業報告対象物の含有率を乗じて算出してください。

- | | |
|------------------|----------------|
| 1. 500kg未満 | 2. 500kg以上1t未満 |
| 3. 1t以上10t未満 | 4. 10t以上100t未満 |
| 5. 100t以上1000t未満 | 6. 1000t以上 |

株式第21号の7(第95条の6関係)(表面)

82002

有害物ばく露

労働保険番号									
	都道府県 所管		管轄		基幹番号		枝番号		統一番号事業場番号
事業の種類					労働者数	人			
ばく露作業報告対象物の名称		名称							

	対象物等の 用 途	ばく露作業の種類	対象物等の名称	年間製造・ 取扱い量
1		50の場合具体的な ()		
2		50の場合具体的な ()		
3		50の場合具体的な ()		
4		50の場合具体的な ()		
5		50の場合具体的な ()		
6		50の場合具体的な ()		
7		50の場合具体的な ()		
8		50の場合具体的な ()		

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

「作業1回当たりの製造・取扱い量」は、作業1回当たりのばく露作業報告対象物の製造量又は取扱い量について、固体は質量を、液体は体積を、気体は当該物質が液化する温度下における当該物質の体積を、それぞれ算出し、次のうち該当するものを記入してください。

なお、対象物含有製剤を製造し、又は取り扱う場合のばく露作業報告対象物の作業1回当たりの製造量又は取扱い量は、当該対象物含有製剤ごとの作業1回当たりの製造量又は取扱い量にばく露作業報告対象物の含有率を乗じて算出してください。

1. 1kg未満又は1ℓ未満
2. 1kg以上1t未満又は1ℓ以上1kℓ未満
3. 1t以上又は1kℓ以上

なお、2枚目以降については、「労働保険番号」、「事業の種類」、「労働者数」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「ばく露作業報告対象物の名称」及び「対象年」の欄は、記入をしないでください。

作業報告書

ページ 総ページ

1. 摂氏0度未満
2. 摂氏0度以上25度未満
3. 摂氏25度以上50度未満
4. 摂氏50度以上100度未満
5. 摂氏100度以上150度未満
6. 摂氏150度以上

1. 密閉化設備の設置 2. 局所排気装置の設置
3. プッシュプル型換気装置の設置
4. 全体換気装置の設置 5. その他

印

1. 5人未満
2. 5人以上10人未満
3. 11人以上20人未満
4. 20人以上

1. 15分/日未満
2. 15分/日以上30分/日未満
3. 30分/日以上1時間/日未満
4. 1時間/日以上3時間/日未満
5. 3時間/日以上5時間/日未満
6. 5時間/日以上

別表 1

コード	用途
01	ばく露作業報告対象物の製造
02	ばく露作業報告対象物を含有する製剤その他の物の製造を目的とした原料としての使用 (コード11に掲げるものを除く。)
03	製剤等の性状等を安定させ、又は変化させることを目的とした、触媒として、又は安定剤、 可塑剤、硬化剤、難燃剤、乳化剤、可溶化剤、分散剤、加硫剤等の添加剤としての使用
04	溶剤、希釈又は溶媒としての使用
05	洗浄を目的とした使用
06	表面処理又は防錆(せい)を目的とした使用
07	顔料、染料、塗料又は印刷インキとしての使用
08	除草、殺菌、殺虫、防腐、漂白、脱臭、剥(はく)離等を目的とした使用
09	試薬としての使用
10	接着を目的とした使用
11	建材の製造を目的とした原料としての使用
12	その他

別表2

コード	ばく露作業の種類
30	印刷の作業
31	掻(か)き落とし、剥(はく)離又は回収の作業
32	乾燥の作業
33	計量、配合、注入、投入又は小分けの作業
34	サンプリング、分析、試験又は研究の作業
35	充填(てん)又は袋詰めの作業
36	消毒、滅菌又は燻(くん)蒸の作業
37	成型、加工又は発泡の作業
38	清掃又は廃棄物処理の作業
39	接着の作業
40	染色の作業
41	洗浄、払しよく、浸漬又は脱脂の作業
42	吹付け塗装以外の塗装又は塗布の作業
43	鑄造、溶融又は湯出しの作業
44	破碎、粉碎又はふるい分けの作業
45	はんだ付けの作業
46	吹付けの作業
47	保守、点検、分解、組立又は修理の作業
48	めつき等の表面処理の作業
49	ろ過、混合、攪(かく)拌(はん)、混練又は加熱の作業
50	その他

(注意) 用途が同一であるばく露作業報告対象物等について、作業の種類、対象物等の名称、1回当たりの製造・取扱い量、物理的性状等(年間製造・取扱い量及びばく露作業従事者数を除く)のいずれかの報告の内容が異なる場合又は成分が異なる場合は、これらのばく露作業報告対象物等の用途は、それぞれ別の用途として段を分けて記入してください。

5 Q&A

【報告の必要性】

問1 報告した情報は、どのように利用されるのですか。

(答) 労働者の健康被害を防止するための、国が行う化学物質のリスク評価に利用されます。リスク評価の状況、結果については、厚生労働省ホームページ等で公表します。なお、企業ノウハウ等に該当する情報は公開されることはありません。

問2 局所排気装置を設置したり、呼吸用保護具を着用しているのに、報告対象物質を吸い込んでいないと思いますが、報告する必要がありますか。

(答) 報告は必要です。本報告は、法令に基づき、報告対象物質を年間500kg以上製造、又は取り扱うことによりばく露するおそれのある作業に従事させた場合に必要とされていますが、ばく露については発散抑制等の措置を講じた作業や短時間の作業であっても、ばく露が無いと判断できない場合が多いため、500kg以上の取扱いがある場合には、報告が必要です。

問3 輸入代行を業としており、書面の手続きのみを行い、直接報告対象物質を触らない場合には、報告する必要がありますか。

(答) 報告対象物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散によるばく露がないことが前提ですが、報告は不要です。

問4 報告対象物質が、工場プラント内の密閉化された状態で化学反応が進む場合や冷媒等として密閉化状態で使用される場合に報告する必要がありますか。

(答) 報告は不要です。ただし、冷媒等の定期的な補充・交換、対象化学物質のサンプリング、反応槽、配管等の清掃・点検等の作業を行う場合は、報告が必要です。

問5 昨年の平成23年報告版で報告対象であった14物質（アジピン酸等）については、引き続き報告する必要がありますか。

(答) 平成23年報告版の14物質については、25年1月以降に引き続き報告する必要はありません。（23年1月1日から同年12月31日までの1年間にわたる作業を24年1月1日から同年3月31日までの間に報告する必要があります。）

問6 報告対象物質を輸送する作業や、倉庫で保管する作業についても、報告する必要がありますか。

(答) 報告が必要な場合があります。例えば、輸送におけるタンクローリーから貯蔵タンクへの受け入れ作業や、倉庫における貯蔵タンクへの充填作業などにおいて、漏えいによってばく露の可能性が無いと判断できない場合が多いためです。ただし、堅固な容器に充填され開封せずに移動させるのみの場合など、外に漏れるおそれが一切ないと判断される作業については報告する必要はありません。

問7 報告対象物質を試験研究用に使用していますが、報告は必要ですか。

(答) 対象期間における報告対象物質の製造又は取扱量が500kg以上の場合には、試験・研究における作業であっても、報告が必要です。

問8 「酢酸イソブロピル」が報告対象物質とされていますが、異性体の「酢酸ノルマルブロピル」は報告する必要がありますか。（「2-クロロフェノール」が報告対象物質とされていますが、異性体の「p-クロロフェノール」等は報告する必要がありますか）

(答) 異性体について、報告は不要です。

問9 農薬・殺虫剤・消毒剤の成分として対象物質が入っている場合、報告の必要がありますか。

(答) 成分として報告対象物質が入っている場合には、当該成分に換算した製造又は取扱い量が500kg以上となる場合に、それらを製造、運搬、販売、使用する事業者は報告が必要です。また、農業経営者が雇用した労働者に農薬等を使用させた場合も必要です。ただし、農業経営者自らが農薬を使用する場合は報告は不要です。

問10 リスク評価結果は、報告した事業者にフィードバックされるのですか。

(答) 報告件数が数万件に及ぶことから、報告した事業者個別に直接リスク評価結果をフィードバックすることは困難ですが、事業者の方から照会をいただいた際には回答させていただきます。なお、照会は厚生労働省労働基準局化学物質評価室までお願いします。(代表03-5253-1111)

【報告の様式や記載方法など】

問11 報告様式はどこにありますか。

(答) お手数ですが、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei36/21.html>)から印刷するか、都道府県労働局、労働基準監督署から様式を入手してください。

問12 同じ労働基準監督署管内の地域にある複数の工場における作業をまとめて報告書に記入することはできますか。

(答) まとめることはできません。地域を管轄する労働基準監督署管内に複数の工場があっても、工場別に報告書を作成する必要があります。
なお、工場内に複数の作業場がある場合には、工場単位で報告することが可能です。

問13 「作業1回当たりの製造・取扱い量」の作業1回当たりとはどういったものですか。

(答) 作業1回とは、ばく露作業を開始してから当該ばく露作業を中止又は終了するまでの間を意味します。例えば、作業Aが20分連続して行われ、その後、休憩又は別の作業で中断された後、作業Aが10分連続して行われるような場合は、作業Aは2度実施されたことになります。そのときの製造・取扱い量については作業時間に拘わらず、製造・取扱い量の多い量を記入してください。

問14 同じ作業であっても、作業や製品(ロット)ごとに、対象化学物質の含有率や取扱量が変わる場合、「作業1回あたりの製造・取扱い量」はどのように算出すればよいですか。

(答) 「作業1回あたりの製造・取扱い量」は報告対象物質の「含有率」×「取扱い量」で算出してください。作業や製品(ロット)ごとに、含有率や取扱い量が変わる場合には、これら作業の中で算出された値のうち、最大の量を記入してください。

問15 表示やMSDSに記載された報告対象物質の含有率に差がある場合、「作業1回あたりの製造取扱い量」の算出に用いる含有率はどのように求めたらよいですか。

(答) 含有率に差がある場合は、その平均値等を用いて算出してください。

【リスク評価】

問16 提出された報告を使用して、どのように化学物質のリスク評価が行われるのですか。

(答) 化学物質による労働者のリスクとは、「化学物質の有害性の強弱」と「労働者が作業を通じて化学物質にさらされる量の多少」によって決まります。化学物質の有害性（毒性）を評価して評価値を定めるのが「有害性評価」です。一方、作業を通じてどのくらい対象物質を吸入したり、吸収するかを評価し、ばく露量を推定するのが「ばく露評価」です。提出いただいた報告は、この「ばく露評価」に活用されます。「有害性評価」と「ばく露評価」の両者を比較して、問題となるリスクがあるかを評価します。（p.1 の図を参照）

問17 ばく露評価において、保護具の装着の有無は考慮しているのですか。また、事業場の選定に当たって、労働者の性別を考慮しているのですか。

(答) 保護具の装着の有無については、ばく露評価において考慮しています。また、今回の報告対象物質は、「生殖毒性」のある物質などを選定しており、性別により影響が異なるような物質を取り扱う場合にあっては、事業場における労働者の男女比等を考慮していく予定です。

問18 日常作業ではないが、年間何回か発生するメンテナンスなど非定常的な作業についてもリスク評価の対象としているのですか。また、500kg未満の少量製造・取扱い作業についてもリスク評価の対象としているのですか。

(答) 非定常的な作業についても、定期的実施されるような作業であれば、リスク評価の対象となります。また、必要に応じて、少量製造・取扱い作業を行っている事業場についても追加してばく露調査を実施することとし、関係業界団体等との連携・協力の下、製造・取扱いに関する情報提供のあった事業場において実施することがあります。

問19 今回の報告書様式は、新たに策定された「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」にあるばく露推定モデルとして活用できるのですか？

(答) この報告書様式は、ばく露推定モデル「コントロール・バンディング」を活用することができます。それにより、労働者に高いばく露作業があるかどうかを推定することができます。平成21年12月に策定した「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」においては、作業実態調査の対象事業場を選定する方法として紹介していますので、厚生労働省HPを参照してください。

*「コントロール・バンディング」は、化学物質を取り扱う作業ごとに、「物質の有害性」「揮発性／飛散性」「取扱量」の3要素によって、リスクを4段階に区分できるツールです。ILO（国際労働機関）等の国際機関においても、活用が推奨され、我が国のリスクアセスメント手法としても採用されています。リスクアセスメントにも役立ててください。なお、3要素は、ドイツ方式では「短時間ばく露」「制御措置」を加えた5要素となります。

(労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン)

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0115-4a.pdf>

○ 関係法令

○ 労働安全衛生法（抜粋） （報告等）

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、登録製造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

○ 労働安全衛生規則（抜粋） （有害物ばく露作業報告）

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

○ お問い合わせ

このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。

所在地の案内、連絡先は、厚生労働省HP

(<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>)

で確認できます。

このパンフレットは厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/index.shtml>)
からも参照いただけます。